

# 由利本荘市工事成績評定要領

## (目的)

第1条 この要領は、市が発注する請負工事の成績を評定するために必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施により、請負業者の適正な選定及び指導育成並びに工事の質的向上に資することを目的とする。

## (評定の対象)

第2条 評定は、原則として一件の予定価格(税込)が500万円以上の請負工事について行うものとする。ただし、所属部局の長が必要ないと認めたものについては、評定を省略することができる。

## (評定者)

第3条 工事成績の評定を行う者(以下「評定者」という。)は、監督員、主任監督員及び総括監督員(以下「監督職員」という。)並びに検査員(由利本荘市工事検査規程(平成17年由利本荘市訓令第41号)第3条に定める検査員をいう。)とする。

## (評定の方法)

第4条 評定は、工事ごとに独立して行うものとする。

- 2 評定は、監督又は検査により確認した事項に基づき、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。ただし、一件の工事に評定者が複数いる場合においては、当該評定者が協議のうえ評定を行うものとする。
- 3 前項の評定を行う場合、検査の結果手直し等があった工事については、手直し前の状態で評定するものとする。

## (評定表)

第5条 評定は、工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表(別紙)を用いて、由利本荘市工事成績評定表(別記様式第1号。以下「評定表」という。)及び細目別評定点採点表(別記様式第2号)によって行うものとする。

## (評定表の提出)

第6条 監督職員である評定者は工事完成検査が実施されるまでに、それぞれ評価を担当する項目の評定を行うものとする。また、検査員である評定者は、完成検査を実施したときに評価を担当する項目の評定を行い、監督職員の結果と合わせて全項目の評定結果を取りまとめるものとする。

- 2 監督職員である評定者は、前項でとりまとめられた評定表を工事担当課長に報告の上、契

約担当課を経由し検査員である評定者に提出するものとする。

- 3 検査員である評定者は、提出された評定表を総務部長に報告の上、契約担当課に写しを提出し、原本は契約検査課で保管するものとする。

(評定結果の通知)

第7条 契約担当者は、評定者から評定表の提出があったときは、当該工事の請負者に対して、評定の結果を工事成績評定通知書（別記様式第3号）により通知するものとする。

(評定の修正)

第8条 契約担当者は、評定を修正すべきと認める場合は、評定者と協議し、総務部長に報告の上、修正した結果を当該工事の請負者に通知するものとする。

(説明請求等)

第9条 前2条による通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して10日以内（休日を含まない。）に書面により、契約担当者に対して評定の内容について説明を求めることができる。

- 2 契約担当者は、前項による説明を求められたときは、工事成績評定に係る説明書（別記様式第4号）により回答するものとする。

(再説明請求等)

第10条 前条による回答を受けた者は、回答を受けた日から起算して7日以内（休日を含まない。）に書面により、契約担当者に対して再説明を求めることができる。

- 2 契約担当者は、前項による再説明を求められたときは、工事成績評定に係る再説明書（別記様式第5号）により回答するものとする。

(評定の公表)

第11条 第6条により評定の結果を報告したときは、遅滞なく契約検査課で閲覧に供するものとする。

- 2 前項の公表の期間は、公表した日から翌年度の末日までとする。
- 3 第8条の規定により評定を修正した場合は、第1項の規定を準用する。

附 則

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行に伴い、由利本荘市工事成績評定試行要領（平成29年8月1日施行）は廃止する。